

します。



これ、しつとこ！ Part.3



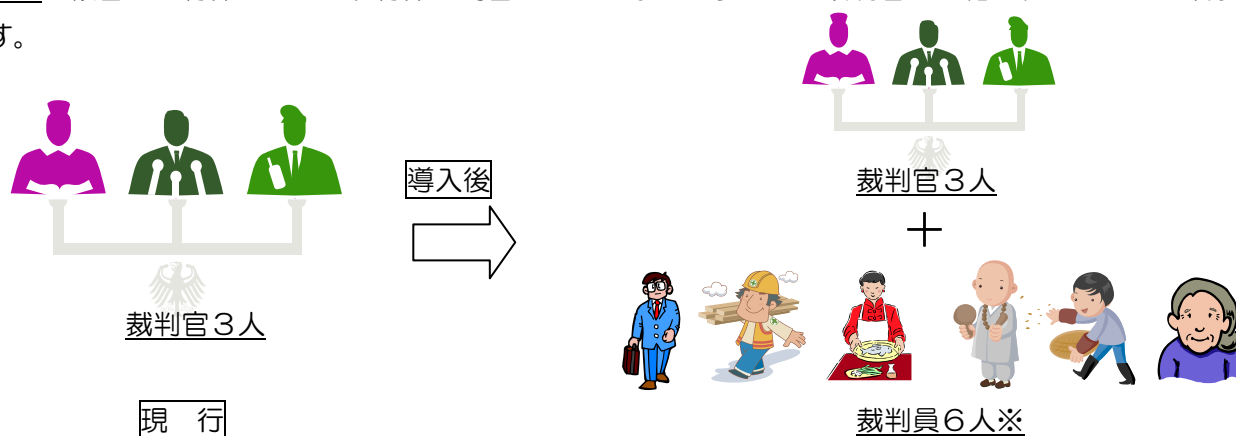
～裁判員制度について～ 平成21年5月21日スタート！

もうご存じの方も多いと思いますが、裁判員制度が平成21年5月21日にスタートします。聴覚障害者であっても、裁判員としての職務遂行に著しい支障がなければ、裁判員になることができます。例えば、証拠として録音テープが提出されており、録音された音がどのように聞こえるかを直接聴いてみなければ十分に心証を形成することができないような事件では、障害の程度によっては裁判員になることができない場合に当たることがあり得ます。裁判員としての職務遂行に著しい支障があるかどうかは、事案の内容や障害の程度に応じて個別に判断されることになります。

スタートに向けて各団体では勉強会等が行われていますが、今回の「3・3より」では、改めて裁判員制度がどのような制度なのか？についてご紹介させていただきます。

裁判員制度とは・・・

これまでの刑事裁判は、裁判官3人で行われていましたが、制度が導入されると裁判官3人+裁判員6人で被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。



現行

※裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する方（20歳以上）であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような方は、裁判員になることができません。

1. 欠格事由（裁判員法14条）＝一般的に裁判員になることができない人…①国家公務員法38条の規定に該当する人（国家公務員になる資格のない人）②義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する場合は除く。）③禁錮以上の刑に処せられた人 ④心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人

2. 就職禁止事由（裁判員法15条）＝裁判員の職務に就くことができない人…①国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員 ②司法関係者（裁判官、検察官、弁護士など）③大学の法律学の教授、准教授 ④都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む。）⑤自衛官 ⑥禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人 ⑦逮捕又は勾留されている人など

3. 事件に関連する不適格事由（裁判員法17条）＝その事件について裁判員になることができない人…①審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人等 ②審理する事件について、証人

又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など

4. その他の不適格事由（裁判員法18条）…その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人は、その事件について裁判員になることができません。

裁判員制度の対象となる事件は、代表的なものをあげると、次のようなものがあります。

- ・ 人を殺した場合（殺人）
- ・ 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- ・ 人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）
- ・ 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- ・ 人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ・ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- ・ 子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）

裁判員の選ばれ方

- ① 前年の秋頃・・・裁判員候補者名簿を作ります。各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。



- ② 前年12月頃まで・・・裁判員候補者名簿に記載されたことを候補者に通知します。この段階ではすぐに裁判所へ行く必要はありません。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票を送付します。

調査票を返送してもらい、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。



- ③ 事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。



- ④ 原則、裁判の6週間前まで・・・くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ（呼出状）を送ります。裁判の日数が3日以内の事件（裁判員裁判対象事件の約7割）では、1事件あたり50人程度の裁判員候補者にお知らせを送る予定です。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。



- ⑤ 裁判の当日・・・裁判員候補者のうち、辞退を希望しなかったり、質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった方は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。



- ⑥ 6人の裁判員を選任・・・最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます（必要な場合は補充裁判員も選任します）。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

裁判員の仕事や役割とは・・・

1 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷（公判といいます。）に立ち会い、判決まで関与することになります。

